

別添

規 則 等 の 名 称	徳島県港湾施設管理条例施行規則(昭和４０年徳島県規則第１３号)
根 拠 法 令	港湾法の一部を改正する法律（令和４年法律第８７号） 港湾法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（令和４年政令第３８０号）
趣 旨	港湾法中の規定（第４８条）を削り、同条に続く第４９条及び第４９条の２をそれぞれ一条繰り上げるとともに、第５０条及び第５０条の２をそれぞれ第４８条の３及び第４８条の４とする改正が「港湾法の一部を改正する法律」によって行われている。 今回の改正は、法令の規定に基づき、所要の規定の整理を行うものである。
概 要	改正法の施行に伴い、規則第四条の二第１項中港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）「第五十条の二」を「第四十八の四」に改める。
施 行 日	令和５年３月２４日
県民意見等を募集しなかった理由	規則等において、他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理である。
そ の 他 参 考 事 項	